

指名停止措置一覧（業務委託）

令和4年（2022年）11月8日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				（始）	（終）		
赤坂印刷 株式会社	代表取締役	赤坂 徳靖	山口県周南市大字馬神字松川854番1	令和4年 (2022年) 8月31日	令和4年 (2022年) 11月30日	令和4年（2022年）1月13日に公告、同日に開札した本市発注の「熊本市障がい者福祉タクシー券」（以下「本券」という。）に係る定例見積合わせにおいて、見積額が最低価格だったため契約の相手方と決定された。 しかし、納品された本券では、処理委託先の熊本市タクシー商事株式会社によるOCR処理ができなかった。 このことから、本市は熊本市タクシー商事株式会社に対して、本券の処理を全て手作業で行うための追加発注を行い、委託料相当額の損害が発生した。	本市の発注に係る契約の履行に当たり、仕様書を満たし、OCR処理が可能な成果品を納入できなかったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第2の項（過失による粗雑な履行）に該当するため。
西日本電信電話 株式会社	代表取締役	森林 正彰	大阪府都島区東野田町四丁目15番82号	令和4年 (2022年) 10月18日	令和5年 (2023年) 1月17日	広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年（2022年）10月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社 大塚商会	代表取締役社長	大塚 裕司	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	令和4年 (2022年) 10月18日	令和5年 (2023年) 1月17日	広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年（2022年）10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
中外テクノス 株式会社	代表取締役	福馬 聡之	広島市西区横川新町9番12号	令和4年 (2022年) 10月18日	令和5年 (2023年) 4月17日	広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年（2022年）10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社 永伸	代表取締役	徳永 公紀	熊本市東区長嶺西一丁目3番10号	令和4年 (2022年) 10月31日	令和4年 (2022年) 12月30日	株式会社 永伸は、本市発注の「健軍川樹木伐採等業務委託」において、除草及び支障木の伐採業務を下請業者に請負させたにもかかわらず、下請けに請負させた場合に必要な施工体制台帳による報告を怠っていた。 その結果、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育」が未受講である当該下請業者の職員が、本市に無断でチェーンソーにより支障木の伐採を行ったところ、チェーンソーが護岸にあたり、跳ね返ったチェーンソーの刃で作業員が左上腕部を負傷する工事関係者事故を発生させた。	熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第4の項（契約違反）及び第2条第1項別表第1第7の項（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、第4条により、指名停止期間が最も長い契約違反の2ヶ月の指名停止となった。 このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。

指名停止措置一覧（業務委託）

令和4年（2022年）11月8日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				（始）	（終）		
株式会社　ニチイ学館	代表取締役	森　信介	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	令和4年 (2022年) 11月8日	令和5年 (2023年) 2月7日	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年（2022年）10月17日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社　ソラスト	代表取締役	藤河　芳一	東京都港区港南1丁目7番18号	令和4年 (2022年) 11月8日	令和5年 (2023年) 2月7日	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年（2022年）10月17日に公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。